

## 認定こども園施設整備交付金交付要綱

平成27年5月21日	文部科学大臣裁定
平成28年5月11日	一部改正
平成28年12月6日	一部改正
平成29年6月12日	一部改正

### (通 則)

第1条 認定こども園施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、認定こども園の設置を促進する施設整備事業（以下「交付対象事業」という。）を都道府県が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象事業は、学校法人及び社会福祉法人が設置する認定こども園等に対し、都道府県（間接補助事業等（適正化法第2条第5項に規定する間接補助事業等をいう。）においては市町村（特別区を含む。））が実施する施設整備事業とし、交付事業の内容、交付対象経費、及び交付金の額等については別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

3 次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用

### (申請手続)

第4条 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）によりその決定の内容を交付の申請をした都道府県に通知するもの

とする。

- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 3 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日以内に交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付対象事業の遂行)

第7条 都道府県は、交付対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第8条 都道府県は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付の目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式4によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 第5条第3項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第10条 都道府県は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第11条 都道府県は、交付対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式7)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 都道府県は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書（様式9）により都道府県に通知するものとする。
- 2 大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 大臣は、第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、都道府県に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

- 第15条 交付金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払いすることができる。

(財産の管理等)

- 第16条 都道府県は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、

その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。
- 2 都道府県は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
  - 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

- 第18条 都道府県は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

- 第19条 交付申請者は、別記の1表に掲げる間接補助事業者等（適正化法第2条第6項に規定する「間接補助事業者等」をいう。）に交付金を交付するときは、本要綱第6条から第18条まで（第15条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

- 第20条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則（平成27年5月21日 27文科初第323号）

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附則（平成28年5月11日 28文科初第248号）

この要綱は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成28年12月6日 28文科初第1164号）

この要綱は、平成28年12月6日から施行し、平成28年12月6日から適用する。

附則（平成29年6月12日 29文科初第360号）

この要綱は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別 記（第3条関係）

1 交付金の交付対象事業の内容、交付申請者、間接補助事業者等、交付対象経費及び交付金の額等は次のとおりとする。

事業名	交付対象事業の内容	交付申請者 (直接補助事業者等)	間接補助事業者等	交付対象経費	交付金の額
認定こども園施設整備事業	認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案し、学校法人、社会福祉法人に対して、認定こども園整備、幼稚園耐震化整備及び防犯対策整備を実施するもの。	都道府県	市町村（特別区を含む。）	本体工事費、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費、実施設計費、耐震診断費等 ※各費目の取扱については、実施要領に定めるところによる。	交付対象経費の1/2以内とする。 交付対象経費（交付金の額）の算定方法については実施要領に定めるところによる。

2 交付金の額について

- (1) 認定こども園整備及び防犯対策整備に係る交付金の額は、市町村（特別区を含む。）が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。なお、市町村（特別区を含む。）が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、交付対象経費の1/4を超える補助を行うものについては、実施要領に定めるところによる。
- (2) 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額は、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。
- (3) 算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合または、交付対象となる認定こども園等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、実施要領に定める算定基準による。

4 本要綱における「施設整備」とは次に掲げる整備内容とする。

種類	整備区分	整備内容	対象となる事業内容
新設	創設	・新たに施設を整備すること	認定こども園整備

修 理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設について、別紙に定める対象事業に係る整備をすること</li> <li>・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul> </li> </ul>	<p>認定こども園整備</p> <p>幼稚園耐震化整備 (幼保連携型認定こども園の整備に限る。)</p>
改 造	増築 増改築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること</li> <li>・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること</li> <li>・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること</li> </ul>	<p>認定こども園整備</p> <p>幼稚園耐震化整備 (増築を除く。)</p>
整 備	防犯対策整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置修繕等必要な安全対策に係る整備をすること。</li> </ul>	<p>防犯対策整備 (幼稚園型認定こども園の整備に限る。)</p>

## 認定子ども園施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて

## 1. 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の問仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事(1園当たり30万円以上の事業を対象とする。)
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 特殊付帯工事	既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事(対象となる事業については、2「特殊付帯工事対象事業」による)
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 耐震化等整備事業	地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成27年5月14日27文科初第292号)別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※交付対象は、対象工事費が500万円以上の事業とする(上記内容に定めがあるものを除く。)

## 2. 特殊付帯工事対象事業

### (1) 資源有効活用整備

#### ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社旗に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

#### イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

##### (ア) 水の循環・再利用に整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

##### (イ) 生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

##### (ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

##### (エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

### (2) 消融雪設備整備

#### ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

#### イ 対象施設

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する施設であって、消融雪設備の整備が必要と認められる施設

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

### (3) 屋外教育環境整備

#### ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

#### イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

#### ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成 27 年 5 月 14 日 27 文科初第 292 号）別表 1 第 2 項及び別表 2 に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。



文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金交付申請書

平成 年度認定こども園施設整備交付金として下記金額を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

交付金交付申請額 金 千円

- ・ 事業計画総括表（別紙1）
- ・ 都道府県の収支予算書（別紙2）

様式1（別紙1）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金 事業計画

都道府県名： \_\_\_\_\_

1. 事業区分ごとの経費 (単位：千円)

対 象 事 業	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付希望額	整備件数	備 考
①認定こども園整備					
②幼稚園耐震化整備					
③防犯対策整備					
計					

(注) 交付希望額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

2. 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象 事業	工事概要

3. 整備の目的

4. 域内における認定こども園数

類 型	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型				
幼稚園型				
保育所型				

5. 域内の1号認定こどもの量の見込みと確保方策

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人)				
確保方策 (人)				

様式1 (別紙2)

平成 年度 認定こども園施設整備交付金 収支予算書

都 道 府 県 名  
平成 年 月 日 議決

(単位：千円)

収 入				支 出	備 考
国庫交付金	一般歳入	その他	計		

- (注) 1 交付対象事業に係る予算が議決済以外の場合には、議決予定年月日を備考欄に記載すること。
- 2 都道府県知事は、本票について次のとおり証明又は確約すること。
- (1) 議決済の場合  
本票は、当該補助事業に係る予算書の抜粋に相違ありません。
  - (2) 議決未済の場合  
本票のとおり当該補助事業に係る予算を確保することを確約します。
  - (3) 一部議決済、一部議決未済の場合  
当該補助に係る予算は、本票のとおり一部議決済みであり、議決未済分についても確保することに相違ありません。

平成 年 月 日

都道府県知事 (記名押印又は署名)

様式2

文 書 番 号  
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

文 部 科 学 大 臣 印

平成 年度 認定こども園施設整備交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度認定こども園施設整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額は以下のとおりとする。

交付金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 千円

2 交付金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。

3 交付の条件は認定こども園施設整備交付金交付要綱によるものとする。

4 この交付決定に対して不服のある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

5 交付対象事業に要する経費（総事業経費）、交付対象経費及び交付金の額は次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付金の額

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備  
交付金について、認定こども園施設整備交付金交付要綱第8条第1項の規定により、下記  
のとおり交付対象事業の内容を変更したいので承認されたく申請します。

記

- |   |       |    |
|---|-------|----|
| 1 | 交付決定額 | 千円 |
| 2 | 変更後の額 | 千円 |
| 3 | 変更増減額 | 千円 |
| 4 | 変更の事由 |    |
| 5 | 添付資料  |    |
- 交付決定通知書の写しを添付すること。

※ 変更後の額の内訳については別に示すとおりとする。

(内訳)

(単位：千円)

1. 事業区分ごとの経費

対 象 事 業	交付対象事業に要する 経費（総事業経費）		交付対象経費		交付金の額	
	当 初	変更後	当 初	変更後	当 初	変更後
①認定こども園整備						
②幼稚園耐震化整備						
③防犯対策整備						
計						

(注) 交付金の額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

2. 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象 事業	工事概要

3. 整備の目的

--

4. 域内における認定こども園数

類 型	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型				
幼稚園型				
保育所型				

5. 域内の1号認定こどもの量の見込みと確保方策

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）				
確保方策（人）				

様式4

文 書 番 号  
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

文 部 科 学 大 臣 印

平成 年度 認定こども園施設整備交付金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で事業の内容の変更申請のあった平成 年度認定こども園施設整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定したので同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
- 2 交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額は次のとおりとする。  
ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

(単位：千円)

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)		交付対象経費		交付金の額		
当 初	変 更 後	当 初	変 更 後	当 初	変 更 後	増△減

様式5

文 書 番 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備交付金について、認定こども園施設整備交付金交付要綱第9条の規定により、下記の理由により交付対象事業を中止・廃止したいので承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 添付書類  
交付決定通知書の写しを添付すること。



様式6

文 書 番 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備交付金について、年度内に事業の完了が困難となったため、認定こども園施設整備交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

理由

様式7

文 書 番 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定に基づき、下記のとおり交付対象事業の状況を報告します。

記

事業名	事業実施状況	事業者支出状況
認定こども園施設整備交付金	着手 平成 年 月 日	総事業費(A) 円
	終了(予定) 平成 年 月 日	現在までの支出額(B) 円
	現在までの進捗率 %	支出率(B/A*100) %

様式 8

文 書 番 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事（記名押印又は署名）

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、別紙のとおり交付対象事業の実績を報告します。

（添付書類）

- ・ 事業実績総報告書（内訳）（別紙）

様式8 (別紙)

平成 年度 認定こども園施設整備交付金 事業実績報告書 (内訳)

都道府県名: \_\_\_\_\_

1. 交付金の実績 (単位: 千円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

2. 事業区分ごとの経費 (単位: 千円)

対 象 事 業	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付希望額	整備件数	備 考
①認定こども園整備					
②幼稚園耐震化整備					
③防犯対策整備					
計					

(注) 交付希望額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

3. 整備の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象 事業	整備概要

様式9

文 書 番 号  
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

文 部 科 学 大 臣 印

認定こども園施設整備交付金の額の確定通知書

平成 年度認定こども園施設整備交付金の交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 金 千円

参考様式

平成 年度認定こども園施設整備交付金調書

文部科学省所管

都道府県名

(単位：千円)

国			地方公共団体								備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額		
(項) 初等中等教育等振興費												
(目) 認定こども園施設整備交付金												

- 記載要領
- 1 「科目」は、款、項、目、節に区分して記入すること。
  - 2 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更正予算額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
  - 3 「備考」は、当該交付金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。
  - 4 千円単位で記載すること。